飼い主のいない猫の不妊去勢事業実施要領

1 趣旨

近年、飼い主のいない猫が繁殖増加することによって、地域住民の生活環境の悪化や健全な動物愛護思想醸成の足かせになっていることが指摘されている。

このような粗悪環境で生息する猫を保護し、不妊去勢手術等によって繁殖を制限するとともに従順化を促し、ひいては家庭猫としての引き受け手を探すことは、公衆衛生上のみならず動物愛護の観点からも大いに推進されるべきであると考えられる。

従って、飼い主のいない猫(仙台市を除く県内に生息するもの:以下、「当該猫」という。)の減数活動に取り組む団体や個人、(以下、「申請者」という。)に対して、(公社)宮城県獣医師会(以下、「獣医師会」という。)の協力会員動物病院(以下、「動物病院」という。)において、当該猫の不妊去勢手術を実施した場合に一定額を助成して、これの減数を推進する。

2 助成金支出の条件

- (1) 助成の対象
- (1)対象者

下記のいずれかに該当する申請者が動物病院で当該猫の不妊去勢手術を受けた場合に助成する。

- 1) 当該猫の生息地付近に居住又は勤務し、これを保護した者
- 2) 当該猫の引き取り譲渡を推進する団体又は個人として宮城県(以下、「県」という。)に登録した者 (以下、「登録団体等」という。)
- 3) 登録団体等から、当該猫の譲渡を目的とする飼養管理の移管を受けた者
- ②申請並びに手術
 - 1)申請者は、当該猫を保護後速やかに動物病院に飼い主のいない猫に係る不妊去勢手術依頼並びに助成金申請書(以下、「申請書」という。)を提出し、手術を受けることとする。
 - 2)登録団体等から、当該猫の譲渡を目的とする飼養管理の移管を受けた申請者は、移管後速やかに動物病院に申請書を提出し、手術を受ける。

なお、申請受理後に動物病院の都合や猫の状態による手術実施の遅れは猶予する。

- ③申請を受け付けない場合
 - 1) 申請書に虚偽がある場合
 - 2) 当該猫に既にマイクロチップが装着されている場合
 - 3) 購入や譲渡により新たに飼養することとなった猫の場合
 - 4) 申請前に当該猫の手術を行った場合
- ④申請における連署人
 - 1)申請者が保護した当該猫で申請する場合は、原則として、申請者と同一世帯でない者でその猫の生息地付近に居住又は勤務する連署人1名が署名し、この2名が当該猫と認知して申請するものとする。
- 2) 登録団体等が当該猫を県から引き取り申請する場合は、連署人を動物愛護センター又は保健所・支所担当者1名の署名とする。
- 3) 登録団体等から当該猫の譲渡を目的とする飼養管理の移管を受けた者が申請する場合は、連署人は移 管元の登録団体代表者又は個人登録した者とする。

(2) 助成金額

不妊手術は1頭当たり12,000円、去勢手術は1頭当たり6,000円とする。 但し、当該年度の予算内とする。

(3) 申請頭数の制限

当該猫について申請者が一事業年度に受けられる助成頭数は、原則として、県内で活動する団体にあ

っては概ね20頭まで、同じく個人にあっては概ね10頭までとするが、前述の登録団体等はこの限りではない。

3 実施方法

(1) 手順

<当該猫の保護及び登録団体等からの引き取り等>

① 地域に生息する当該猫の保護にあたる申請者は、その実施について町内会等を通じて地域住民に周知等を図り、飼い猫との誤認を避け保護する若しくは登録団体等が県から当該猫を引き取るまたは当該猫を登録団体等から譲渡を目的に飼養管理の移管を受ける。

<手術の依頼・申請>

- ②申請者は、あらかじめ不妊去勢手術を受けようとする動物病院に連絡・相談し、当該事業による不妊去勢手術の依頼をする。
- ③申請者は、申請書の申請者記入欄に必要事項を記入し動物病院に提出する。
- ④依頼を受けた動物病院は、申請内容を確認し、誤り等がなければ申請書を受理し、当該猫を受け入れる。

<手術の留意点>

一動物病院あたりの受け入れ頭数は不妊去勢手術合わせて年間概ね40頭を上限とするが、上限頭数を超えた動物病院は申請者から手術相談を受けた都度、獣医師会に電話連絡して予算内か否かを確認するとともに承諾を得ること。

また、2月1日以降は手術依頼を受けたすべての動物病院は、獣医師会に電話連絡し予算内か否か を確認するとともに承諾を得ること。

⑤手術の実施

動物病院はリーダーを用いてマイクロチップが装着されていないことを確認した後、不妊去勢手術を 実施し、雄猫は右耳、雌猫は左耳の頂点を一辺5mm以上の長さを鉗圧して切除(V字カット)する。 但し、申請者が、当該猫を保護し、自らが飼い主となり、屋内飼育する場合に限り、この切除措置 は免除できる。この場合、動物病院はマイクロチップの装着について推進する。

⑥手術費用の支払い

申請者は手術に要した費用を動物病院の請求に応じて支払う。

⑦手術終了の報告

動物病院は、手術終了後、不妊去勢手術実施報告書(動物病院記入欄)に必要事項を記入し、速やかに獣医師会へFAXで報告する(1日毎)。

<当該猫の社会復帰>

⑧申請者は手術後に、地域猫として当該猫を元の場所に戻すとともに里親を捜すか、自らが飼い主となり、当該猫の社会復帰を促進する。

<助成金の受け渡し>

⑨助成金の支出

獣医師会は、申請書の内容を審査し、問題がない場合、指定された申請者本人の口座に助成金を支出する(手術月の翌月末)。

⑩助成金事務処理終了通知

申請書の未達等を避けるため、獣医師会は、動物病院へ助成済の印を押した申請書を FAX で通知する。

申請者

- ① 地域住民への周知の上、当該猫を保護、 登録団体等は当該猫を引き取る、 又は、登録団体等から譲渡を目的に飼養管理の移管を受ける
- ②動物病院へ連絡・相談・手術依頼 ※頭数超過及び2月1日以降は、獣医師会に承諾を得ること
- ③申請書提出
- ⑥手術費用の支払
- ⑧当該猫の社会復帰又は終生飼養をする

動物病院

- ④申請書確認並びに受理、当該猫受入
- ⑤手術実施(マイクロチップ装着確認、V 字カット等)
- ⑦手術実施報告 (FAX) (1日毎) (申請書原本は動物病院保管)

獣医師会

- ⑨申請書の審査後、助成金の支出
- ⑩動物病院に助成済通知 (FAX)

(2) 手術受付期間

この事業における助成に係る手術の期間は、4月1日から翌年2月11日までとする。 但し、当該年度の予算に達した場合は、期間を短縮することもある。

附則 この要領は、平成26年7月22日から適用する。

- 2. この要領は、平成29年4月1日から適用する。(一部改正)
- 3. この要領は、平成31年4月1日から適用する。(一部改正)
- 4. この要領は、令和2年4月1日から適用する。(一部改正)
- 5. この要領は、令和6年4月1日から適用する。(一部改正)